

ステッカー貼付の注意事項

【共通事項】

- ① このステッカーは、平成 30 年 4 月 1 日現在の承認状況に基づき交付しています。代替等で車両等の異動の予定がある場合は、速やかに一般廃棄物指導課まで連絡すること。
- ② 一覧表により、車両番号と承認番号を確認して貼付すること。
- ③ 貼付誤り等に気づいた場合は、速やかに一般廃棄物指導課に連絡すること。
- ④ 平成 29 年度（旧）ステッカーは、破れてしまった場合であっても一般廃棄物指導課に返却すること。

【承認ステッカー（小判型）】

- ・ 運転席側は、窓ガラスの下に貼付する。
- ・ 助手席側は、扉に安全窓がある場合は、余白スペースを考慮して貼付する。
安全窓には絶対に貼付しないこと。

※ 不適正な貼付がされている場合（貼付の位置、車体表示が不適正な場合も含む）は、ステッカーの貼り直し等の指示をすることもあります。

【機材承認証（丸形ステッカー）】

【専用ステッカー（角形ステッカー）】

- ・ コンテナ左右側面前方部分にそれぞれ 1 枚ずつ貼付する。
(飛散防止シートを掛けた時に隠れない位置)

裏面に続く

【表示基準】

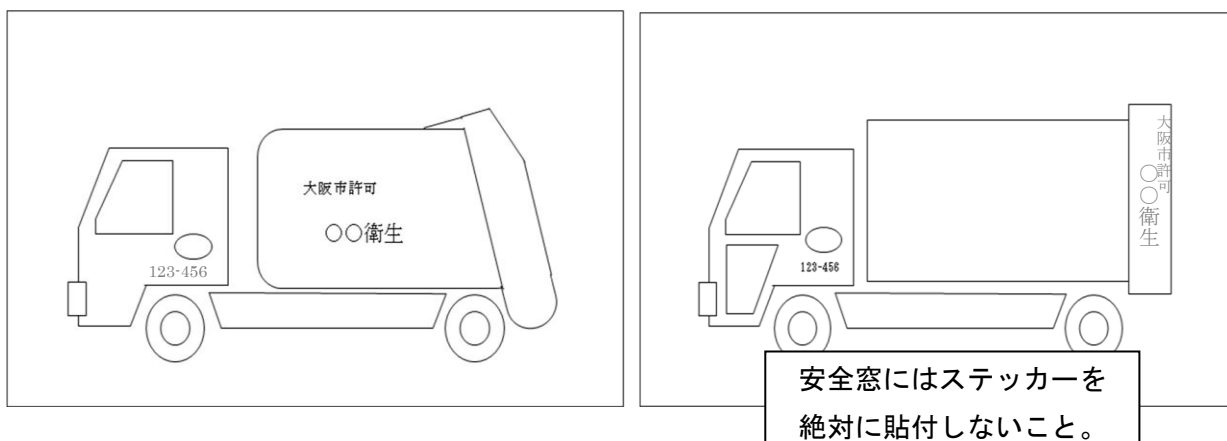
基準については、以下のとおりです。（車種が軽四平ボディのものについては括弧内の寸法以上とします。）

表示内容	寸法	表示場所
許可番号	高 7 (6) cm × 幅 3 (3) cm 以上	ドア部
大阪市許可	高 15 (10) cm × 幅 10 (8) cm 以上	荷台
商号・屋号	高 20 (10) cm × 幅 20 (8) cm 以上	荷台

表示の字体はゴシック体とします。

許可番号の表示場所については、原則ドア部ですが、安全窓等によりスペースが確保できない場合、キャビン部への表示を認めます。また、車体の色やデザインについては、指定はありませんが車体表示が確認しやすいものとします。上記表示内容以外の表示については、事前に一般廃棄物指導課に申請書を提出し、承認を受けることが必要です。

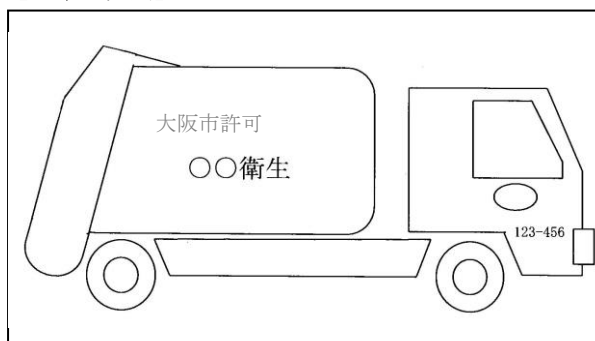
表示例



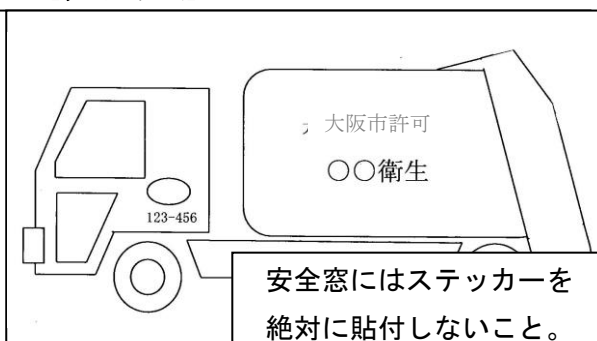
【貼付位置】（承認ステッカー）

- ・ 運転席側（右側）は運転席のドアのガラス窓すぐ下の部分（運転手の顔のすぐ下）とします。助手席側（左側）についても、原則として運転席側（右側）と同じ位置とします。ただし、助手席ドアに安全窓がある場合についてのみ、貼付位置の変更を認めます。
- ・ 必ず（旧）ステッカーをはがしてから、（新）ステッカーを貼ること。

【運転席側】



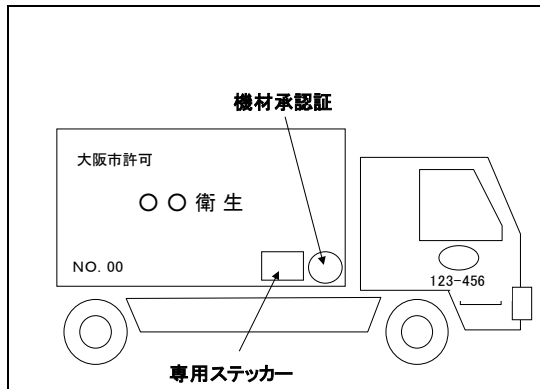
【助手席側】



【貼付位置】（機材承認証・専用ステッカー）

- ・ コンテナ左右側面前方部分にそれぞれ1枚ずつ貼付する。
（飛散防止シートを掛けた際に隠れない位置に。）

【運転席側】



【助手席側】

